

堺市における子どもの虐待に関する連絡先

虐待かどうかわからなくても、少しでも疑いがあると思ったら…

速やかに堺市子ども相談所、もしくはお近くの各区保健福祉総合センター地域福祉課(子育て支援室)まで連絡(通告)してください。

連絡(通告)された方の秘密は必ず守られます。

●月曜日から金曜日(休日を除く) 9:00~17:30まで

堺市子ども相談所 電話 276-7123

堺区役所 / 堺保健福祉総合センター 地域福祉課 電話 228-7477

中区役所 / 中保健福祉総合センター 地域福祉課 電話 270-8195

東区役所 / 東保健福祉総合センター 地域福祉課 電話 287-8112

西区役所 / 西保健福祉総合センター 地域福祉課 電話 275-1912

南区役所 / 南保健福祉総合センター 子育て支援室 電話 290-1744

北区役所 / 北保健福祉総合センター 子育て支援室 電話 258-6621

美原区役所 / 美原保健福祉総合センター 地域福祉課 電話 363-9316

●上記時間帯以外の夜間・休日(24時間365日対応)

堺市子ども虐待ダイヤル 電話 277-4300

●お住まいの地域を担当する児童相談所に電話につながります。

児童相談所全国共通ダイヤル 電話 0570-064-000

* PHSや一部のIP電話からはつながりません。



連絡後の対応 連絡先の子ども相談所、各区保健福祉総合センター地域福祉課(子育て支援室)では、次のような対応を行います。

1 場所の把握 2 子どもの安全確認 3 「保護」や「支援」などの必要性を判断

虐待を受けたと思われる子どもの様子や住所などを確認します。連絡(通告)者が特定される情報は漏らしません。

情報をもとに、関係機関と連携しながら、子どもの安全確認を行います。

子どもの状態により、子ども相談所が保護の必要があると判断した場合は、子どもの保護を行います。また、その家庭の相談に応じることで虐待が防止できると判断した場合は、関係機関が連携して、保護者や子どもへの支援を行います。

●携帯サイトからも虐待に関する連絡先にアクセスできます。

右の二次元コードを読み取って、ご登録(ブックマーク等)をお願いします。
モバイル堺 Web (堺市ホームページのケータイ版)▶▶
さかい☆HUGはぐネットモバイル▶▶ 虐待かな?と思ったら…



平成23年
6月23日施行

堺市子どもを虐待から守る条例を制定しました



子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民すべての願いです。

しかし、昨今頻発している子どもへの虐待は、その健やかな成長や発達さらには人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害です。今、警察との緊密な連携はもとより、市、地域住民、保護者、関係機関等が協働して、虐待から子どもを守ることが求められています。

堺市では、まちの未来を託す子どもを虐待から守るため、すべての市民が一体となって、地域の方で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、「堺市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。



【発行・編集】

平成23年8月発行

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL. (072) 228-7331 (直通) / FAX (072) 222-6997

http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_katei/index.html



この冊子は、再生紙に大豆油インクで印刷しています。

「もしかしたら虐待では？」「虐待じゃないかもしれない…」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われたら、ためらわずにご連絡を！！

連絡(通告)者は法律で守られます。

あなたが気づき、連絡(通告)することが子どもの救援につながります。

あなたの連絡(通告)が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

子どもの安全確認に関するお願い

- 連絡(通告)を受けた機関は、通告情報に基づいて、子どもの安全を直接確認する必要があるときは、家庭訪問を行います。
- 突然の訪問に驚かれ、戸惑われるかと思いますが、訪問の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。

堺市子どもを虐待から守る条例のあらまし

この条例は、子どもを虐待から守ることについて、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通告など子どもを虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、子どもの心身の健やかな成長や発達に寄与することを目的としています。

第4条

市の責務

- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先すること。
- 虐待を受けた子どもの保護と支援を図る地域ネットワークを構築すること。
- 虐待を受けた子どもの保護と支援に携わる人材の確保や関係機関等の人材育成を行うこと。
- 虐待の通告義務と通告先等について広報や啓発活動を行うこと。
- 虐待防止のための調査研究や検証を行うこと。

第5条

市民の責務

- 虐待を防止するとともに、虐待のないまちづくりを推進する施策や取組みに協力するよう努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告機関に通告すること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力するよう努めること。

第8条

虐待の予防

- 市は市民や関係機関等と連携して、虐待の未然防止のため、子育て支援施策の充実と必要な体制の整備に努めること。

第9条

早期発見

- 市は虐待の早期発見のため、相談または通告が容易に行える環境づくりに努めること。
- 市、市民、関係機関等は虐待の早期発見に努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要な支援について、協力するよう努めること。

第12条

虐待を行った保護者に対する指導

- 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、子どもとの良好な関係の再構築と虐待の再発防止の指導を行うこと。

虐待から子どもを守るために



第6条

保護者の責務

- 虐待を決して行ってはならず、しつけに際して子どもの人権に配慮すること。
- 子どもの自主性や自発性を育む健全な養育に努めること。
- 子どもの正常な成長や発達を妨げたり、監護を著しく怠ってはならず、また、必要な教育を受けさせること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力すること。

第7条

関係機関等の責務

- 虐待を防止するよう努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告機関に通告すること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力するよう努めること。
- 学校等の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう必要な対応を講じること。

* 条例全文は、堺市のホームページからご覧いただくことができます。